常任委員会

総務常任委員会・経済建設常任委員会の審査内容をお知らせします。

総務常任委員会

委員長　成田（なりた）　博（ひろし）

議案第12号
つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

Q　どのような事務においてマイナンバーを利用して情報連携を行っているか。

平田（ひらた）　浩介（こうすけ）　委員

【総務課長】

A　おもに、ひとり親家庭・乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成を行う際に、マイナンバーを利用して所得状況の情報連携を行っている。

議案第15号
つがる市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

◎富萢地区簡易体育館を富萢地区コミュニティセンターの附帯施設として用途変更するため提案する。

Q　減免規定が変更になるということだが、各団体や住民への影響はあるか。

山内（やまうち）　勝（まさる）　委員

【地域創生課長】

A　体育館からコミュニティセンター施設の取扱いに変更されるため、スポーツ関連団体への減免規定が適用されなくなる。

経済建設常任委員会

委員長　田中（たなか）　透（とおる）

議案第23号
つがる市ライスセンター条例及びつがる市カントリーエレベーター条例の一部を改正する条例案

◎物価高騰の影響による施設維持費の上昇に伴い、使用料の改定を行うため提案する。

Q　稲垣町福富のカントリーエレベーターと繁田のライスセンターの実績は。また、使用料が100円上がるということだが、今後さらに上がる可能性はあるか。

佐々木（ささき）　敬藏（けいぞう）　委員

【農林水産課長】

A　令和5年の実績について、福富のカントリーエレベーターは、1万6823俵。繁田のライスセンターでは、8236俵で、合計2万5059俵。使用料については、指定管理者のつがるにしきた農協の判断となる。

議案第24号
つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案

◎老朽化した市有住宅を用途廃止するため提案する。

Q　市営住宅と市有住宅の違いは何か。

天坂（てんさか）　昭市（しょういち）　委員

【建築住宅課長】

A　市営住宅とは公営住宅法に基づき国の補助を受けて、住宅に困窮している低所得者向けの住宅として建設したもの。市有住宅は、公営住宅法や国の補助によらずに、市の単独事業として建設したもの。

Q　今後も市有住宅の廃止を進めていくか。

【建築住宅課長】

A　残っている住宅は、いずれも築年数が古いため、入居者が退去次第、用途廃止を進めていく。

平川（ひらかわ）　豊（ゆたか）　委員

Q　市有住宅解体後の跡地の利用予定はあるか。

【建築住宅課長】

A　現段階では未定である。入居者が退去した後、考えていきたい。

教育民生常任委員会

委員長
齊藤（さいとう）　渡（わたる）

議案第27号
つがる市市民特別健診事業基金条例を廃止する条例案

◎つがる市市民特別健診事業基金を廃止するため提案する。

成田（なりた）　克子（かつこ）　委員

Q　今までに積み上げた基金額は幾らになるか。

【健康推進課長】

A　防衛省の再編交付金を財源として、９億９８８４万１０１０円。平成20年度から令和４年度までに、延べ９万９２４０人が基金を使用して受診した。

Q　令和４年度をもって基金の残額がなくなったということだが、今後も特別健診を無料で実施していくか。

【健康推進課長】

A　令和５年度も無料で実施した。令和６年度以降も、市民の自己負担なしで実施していく予定である。

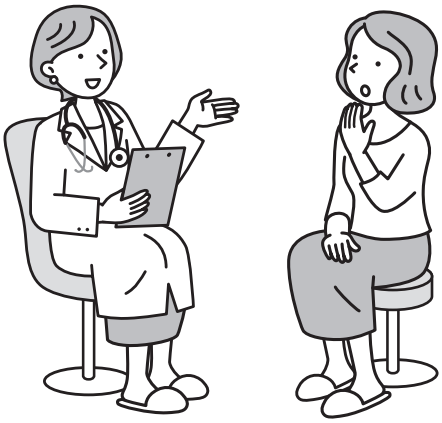

つがる市議会だよりの 表紙写真 を募集します！

【募集内容】
市内で撮影された風景や行事などの写真。

【応募資格】
市内在住、在勤または在学の方。

【応募方法】
住所、氏名、ニックネーム(希望の場合)、電話番号、撮影場所・撮影日・作品名と説明を添えて、画像データを直接、郵送、またはメールで議会事務局へお送りください。

【送付先】
住　所：〒038-3192
つがる市木造若緑61番地1
つがる市議会事務局
メール：sigikai@city.tsugaru.lg.jp

【選考方法】
議会だより編集委員会で行います。なお、選考に関する問い合わせには応じられません。

【注意事項】
- オリジナル未発表作品に限ります。
- 被写体が人物や他者の所有物である場合は、必ず被写体または所有者の承諾を得てください。(本市議会では肖像権・著作権に関する問題の責任については一切負いません。)
- 写真はデータ(JPEG形式、サイズ2MB～5MB程度)で提出ください。
- データを郵送、または直接お持ちになる場合はCD-R等の外部記憶媒体で提出してください。
- 編集上トリミングなどをさせていただく場合があります。
- 採用作品の著作権は、市議会に帰属します。
- 応募に係る費用は応募者でご負担ください。
- 応募作品は原則返却いたしません。

専用ページはこちらの
QRコードから⇒